

損保ジャパンと日本興亜損保は、関係当局の認可等を前提として、2014年9月1日に合併し、「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」になります。

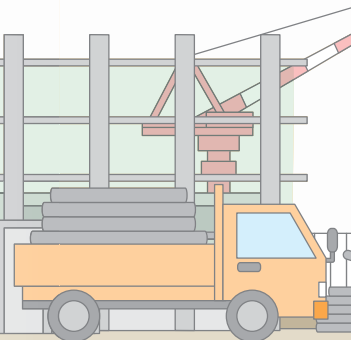
工事トリプルガード 工事ダブルガード 工事シングルガード



1年間に行う工事の

「工事対象物」「賠償」「労災」に対し、 充実の補償をご提供します。

安全 + 第一



工事トリプルガード・工事ダブルガード・工事

工事対象物

工事対象物の補償
(建築工事・設備工事・土木工事)

詳細は P.5～6「工事対象物の補償」へ

賠償

オプションで補償

工事中の第三者賠償
(請負業者特約等)

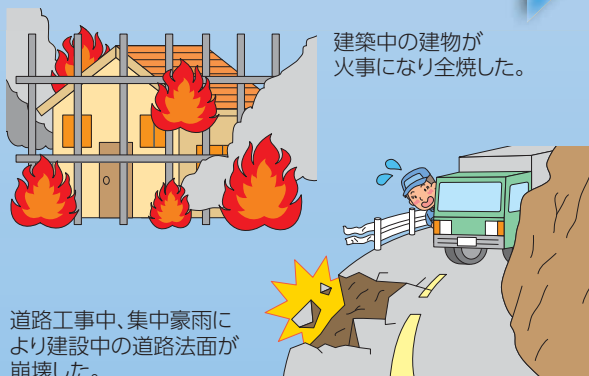
工事終了後の第三者賠償
(生産物特約等)

詳細は P.7～8「賠償の補償」へ

工事中に工事現場で火災・落雷・台風などの不測かつ突発的な事故により工事対象物(保険の対象となる物)に生じた損害を補償します。

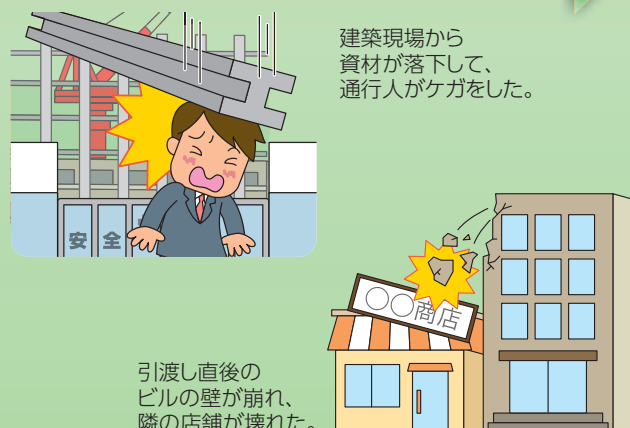
工事に関わる第三者への賠償事故を補償します。
工事中の賠償事故、本社事務所・倉庫など施設に関わる賠償事故、工事終了後の賠償事故が対象となります。保険の対象となる方に法律上の損害賠償責任が発生する場合の事故が対象となります。

工事シングルガード



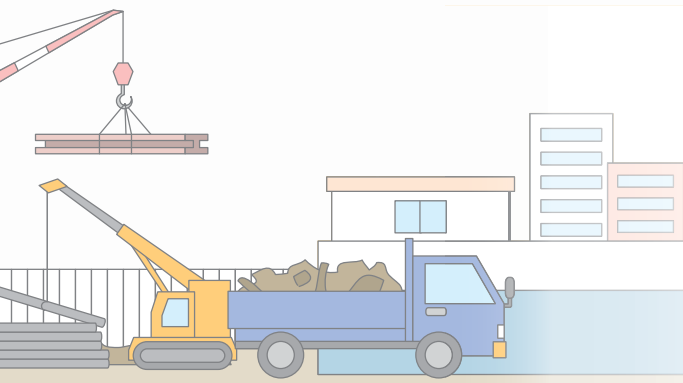
「お支払限度額」「控除額」は P.11 へ

工事ダブルガード



「お支払限度額」「加入コース」は P.11 へ

お支払限度額、補償範囲により、加入コース(A～H)をお選びください。



工事に関わる様々な危険を、
これらの商品で幅広く補償!

1年間のすべての工事をまとめて補償!

(保険のかけ忘れの心配が不要です。事務手続きも簡単です。)

「工事トリプルガード」は、
経営事項審査の加点対象となります。

(平成25年12月現在)

シングルガードの補償範囲

労 災

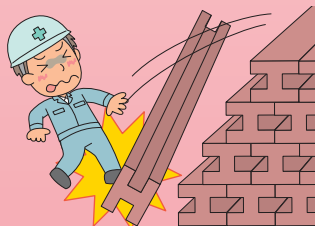
従業員の補償
(労働災害担保特約等)

詳細は P.9～10「労災の補償」へ

政府労災保険等の上乗せ補償をお支払いします。

業務上・通勤途上における従業員・下請負人の労災事故が対象となります。

工事トリプルガード



資材が崩れてきて
従業員がケガをし、
後遺障害6級となった。



足場が崩れて
従業員が落下、
頭を強く打ち死亡した。

「加入コース」は P.12 へ

保険金額、補償範囲により、加入コース(1～4)をお選びください。

※お客さまが法定外補償規定を定めている場合は、その規定に定める補償額の範囲内で加入コースをお選びください。

対象となる工事

日本国内における

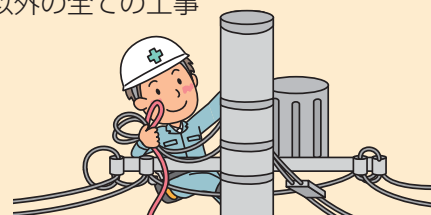
● 建築工事

住宅・ビル等の建物の建築工事、
増築・改築・内装・改修工事 など



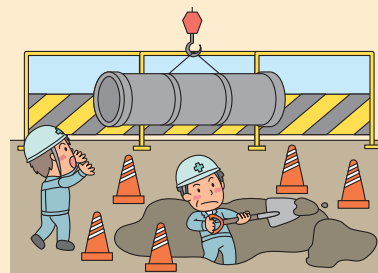
● 設備工事

電気工事、配管工事、各種機械の据付設置工事などのほか、建築工事、土木工事以外の全ての工事



● 土木工事

上下水道工事、造園工事、道路工事、
トンネル工事、河川工事 など



(※)解体工事、^{しゅんせつ}浚渫工事は工事対象物の補償の対象となりません。

ご加入にあたって

● 保険の対象となるお客さま

<工事トリプルガード>

年間完成工事高30億円以下の**建設業「専門」**のお客さま専用の商品です。ただし、以下の工事種類(※)しか行わないお客さまは加入できません。なお、政府労災保険等に加入されていることが必要です。

<工事ダブルガード・工事シングルガード>

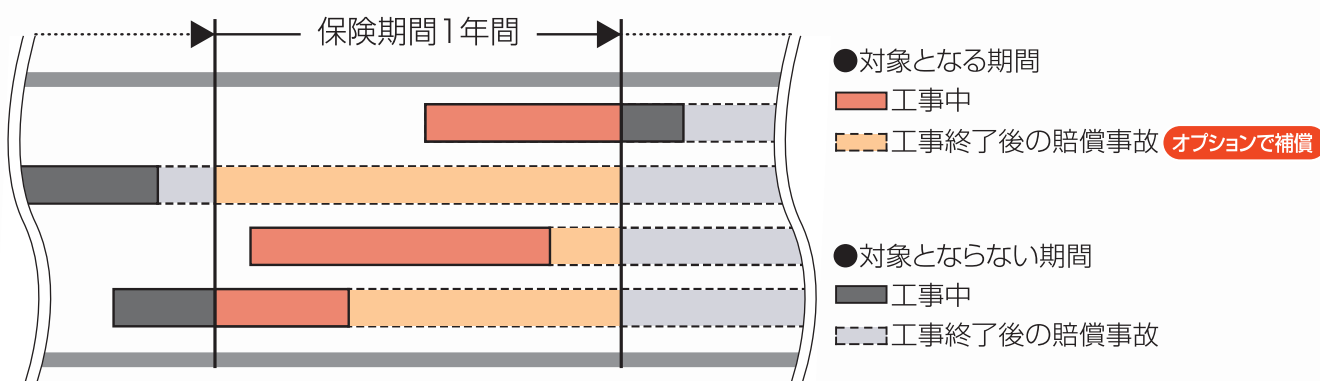
年間完成工事高30億円以下の建設業のお客さま向けの商品です。ただし、以下の工事種類(※)しか行わないお客さまは加入できません。

(※)解体工事、^{しゅんせつ}浚渫工事

● ご契約期間（保険期間）

保 険 期 間 : 1 年 間

保険責任期間：保険期間（1年間）中に発生した事故が補償の対象となります。



● 保険料の分割払について

<保険料が30万円以上の場合>

12回の分割払(口座振替または集金)、2・4・6回の分割払(集金のみ)が可能です。

<保険料が30万円未満の場合>

12回の分割払(口座振替または集金)のみ可能です。ただし、保険料が割増となりますのでご注意ください。
※初回保険料の口座振替が可能な場合もあります。

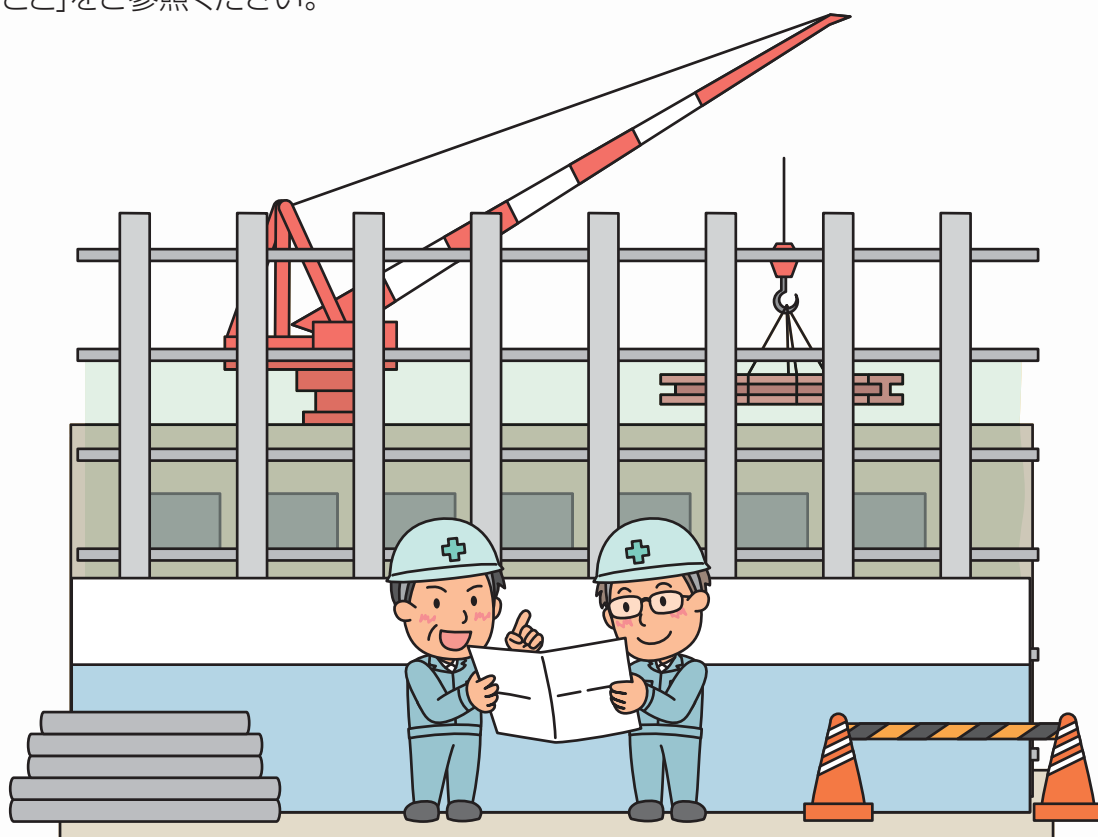
● 事故があった場合の保険料

過去の損害率などによって、保険料が割増となる場合があります。

● 最低保険料

1,000円

※最低保険料とは、この保険を解約した場合、または、暫定保険料方式でご契約いただいた場合の確定精算時に、最低限お支払いいただく保険料をいいます。暫定保険料方式については、P.13「特にご注意いただきたいこと」をご参照ください。



工事対象物の補償

工事中に工事現場で火災・落雷・台風などの不測かつ突発的な事故により工事対象物に生じた損害を補償します。

● 補償内容

保険の対象となる方(被保険者)	お客さま、下請負人、発注者、お客さまの行う工事が下請工事の場合の元請負人、リース業者
保険の対象物	<p><工事対象物> 工事の目的物(※1)、工事の目的物(※1)に付随する仮工事の目的物、電気配線、配管、照明設備などの工事中仮設物(※2)、工事中仮設建物および収容されている什器・備品(※2)、工事中材料・工事中仮設材(※2) (工事中機械・器具は対象となりません。)</p> <p>(※1) 新たに建築、設置、取付などを行う「物」そのものこと、請負契約上、完成後に引渡しをする工事物件(請負契約のない工事の場合は、完成させることを目的とする工事物件)のことです。建築、設置、取付作業などに伴い、既設物(既設建物の壁・天井や既設の機械・装置など)に作業を加えた場合でも、既設建物の壁・天井や既設の機械・装置などの既設物は「工事の目的物」には含まれません。</p> <p>(※2) 保険証券記載の工事専用である場合にかぎりです。</p>
保険金をお支払いする場合	工事現場における、荷卸開始から引渡しまでの不測かつ突発的な事故による損害について保険金をお支払いします。工事中材料・工事中仮設材は資材置場等から工事現場までのお客さまによる運搬中も対象になります。

● お支払いする保険金の内容

損害保険金 右の①～④の合計額から、控除額を差し引いた額となります。	①工事対象物の復旧費用	保険の対象となる事故によって工事対象物に生じた損害について、損害発生直前の状態に復旧するために直接必要となる費用。お客さまによる資材運搬中の事故については控除額10万円を差し引いたうえで、100万円が限度となります。
	②工事対象物以外の復旧費用	工事対象物を修理するために、工事対象物以外のものを取りこわした場合、それを取りこわし直前の状態に復旧するために要した費用。1回の事故につき、300万円が限度となります。
	③特別費用	工事対象物の復旧のために必要な残業・休日出勤および夜間勤務による割増賃金や、急行貨物割増運賃(航空貨物運賃は含みません。)などの費用。
	④損害防止費用	事故が発生したことを知った場合、損害の発生・拡大を防止するための必要または有益な費用のうち当社が認めた費用。 ※水災または雪災による事故、土木工事における事故についてはお支払いの対象とはなりません。
	支給材(※)の取扱い ※発注者などから支給された工事中材料などをいいます。	請負金額に含まれていない支給材(対象工事の完成に必要なものにかぎりです。)は、工事請負金額の10%または20万円のいずれか大きい額まで工事対象物の復旧費用として加算されます。
	※工事中材料の取扱い	資材価格の高騰による場合でも復旧時の市場価格をもとに復旧費を算出します。ただし、工事費の内訳書類にもとづいた金額の120%を限度とします。
残存物取片づけ費用保険金	損害保険金をお支払いする場合、損害が生じた工事対象物の残存物を取り片づけるために必要な費用(解体費用、取りこわし費用など)に対して、お支払いする損害保険金の10%相当額を限度にお支払いします。 ※水災または雪災による事故についてはお支払いの対象とはなりません。	
臨時費用保険金	損害保険金をお支払いする場合、臨時に生じる費用に対して、お支払いする損害保険金の20%相当額を1回の事故につき500万円を限度にお支払いします。 ※水災または雪災による事故、土木工事における事故についてはお支払いの対象とはなりません。	

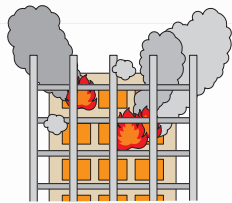
● 支給材の全額担保について(支給材担保追加特約)

支給材担保追加特約を付帯することで、**支給材を再取得するために必要な費用を全額復旧費に算入することもできます。**労務提供のみの下請工事等ではお客さまの行う工事の目的物がすべて「支給材」としての取扱いとなりますので、全額補償するためにはこの契約方式がおすすめです。

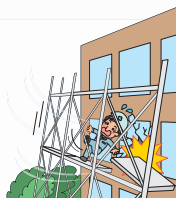
※この場合、確定保険料方式でご契約いただくことはできません。また、保険期間の途中でこの特約の付帯・削除はできません。1工事あたりの保険金額は、工事ごとに支給材価額を加算した金額となり、所定の通知書により工事内容の通知が必要になります。詳細は、取扱代理店または当社までお問い合わせください。



事故例



軽量鉄骨天井の地下吊ボルトを溶接中、溶接の火花が断熱防湿板に燃え移り、壁体を残して全焼した。



強風のため足場が崩れ、建設中の建物のガラスを破損した。



下水道工事にて、豪雨により現場工区内に土砂が流入し、鉄筋型枠内に土砂が堆積した。

● 保険金をお支払いしない主な場合

次のような損害または費用については、保険金をお支払いできません。

【建築工事・設備工事・土木工事共通】

- 保険契約者もしくは被保険者または工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反により生じた損害
- 戦争、外国の武力行使などその他これらに類似の事変または暴動により生じた損害
- 官公庁による差押え、徴発、没収または破壊により生じた損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波により生じた損害
- 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)などの有害な特性またはこれらの特性による事故、およびその他の放射線照射もしくは放射能汚染により生じた損害
- 残材調査の際に発見された紛失または不足の損害
- 工事対象物が保険証券記載の工事以外の用途に使用された場合において、その使用によって使用部分に火災、破裂または爆発以外の原因により生じた損害
- 工事対象物の性質もしくは欠陥またはその自然の消耗もしくは劣化
- 工事対象物の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去するための費用
- 風、雨、ひょうもしくは砂じんの吹込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害(保険の目的または保険の目的を収容する建物が風災またはひょう災によって直接破損したために、保険の目的について生じた不測かつ突発的な事故の場合を除きます。)
- 損害発生後30日以内に知ることができなかった盗難の損害
- 矢板・くい・H形鋼などの打込みもしくは引抜きの際において生じた曲損もしくは破損または引抜き不能の損害
- 湧水の止水または排水費用

など

【土木工事の場合、次の損害または費用もお支払いできません】

- 土木工事の設計、施工、材質または製作の欠陥により、その工事対象物部分に生じた損害
- 不発爆弾または機雷により生じた損害
- 土砂の圧密沈下のため追加して行なった埋立、盛土または整地工事の費用
- 掘削工事にともなう余掘りまたは肌落ちの損害
- 浚渫部または再浚渫部に生じた損害または費用
- 捨石、被覆石、消波ブロックなどの洗掘、沈下または移動により生じた損害
- 矢板、杭、H形鋼、地中壁などの継目から土砂、水または土砂水が流入した場合の排土・排水費用、清掃費用またはこれらのものの流入を防止するために要する費用
- 基礎、支持地盤などの支持力不足に起因して沈下した工事対象物の位置の矯正に要する費用
- コンクリート部分のひび割れの損害
- 支保工建込み後に土圧により生じた支保工、掛矢板などの変形、歪み等の損害
- 土捨場または土取場における土砂崩壊により生じた損害
- 切土・盛土法面、整地面または自然面の肌落ちもしくは浸食の損害
- 芝、樹木その他の植物の枯死
- 排水溝、暗渠、埋設管、排水路、調整池、沈砂池などに流入した土砂、水、岩石、草木などを除去する費用
- 舗装工事などの工事における仕上げ表面の波状変形、剥離、ひび割れなどの損害
- 海水のたまりを除去する費用

など

● お支払限度額・控除額は P.11 へ

賠償の補償

工事に起因する第三者への賠償事故を補償します。工事中の賠償事故、本社事務所・倉庫など施設に関わる賠償事故、工事終了後の賠償事故が対象となります。

補償内容

保険の対象となる方 (被保険者)	工事中の賠償事故	お客さま、下請負人、発注者 ※お客さまが下請負人である工事の元請負人は含まれません。
	施設に関わる賠償事故	お客さま
	工事終了後の賠償事故 オプションで補償	お客さま、下請負人
保険金をお支払いする場合	<p>①対象工事を遂行することによってまたは保険の対象となる方がその工事の遂行のための施設を所有、使用または管理することによって保険期間中に生じた偶然な事故</p> <p>②保険の対象となる方が工事関連業務を遂行するために所有、使用または管理する施設もしくは設備によって保険期間中に生じた偶然な事故</p> <p>③対象工事終了後(工事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後とします。以下同様とします。)の目的物に起因して保険期間中に生じた偶然な事故や、対象工事終了後または工事を放棄した後において、その工事の結果に起因して保険期間中に生じた偶然な事故(オプションにより補償されます。)</p> <p>上記①～③の事故による他人の身体の障害、財物の損壊または保険の対象となる方の工事関連業務の遂行もしくはそのために所有、使用もしくは管理する施設もしくは設備による人格権の侵害につき、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いします。</p> <p>※工事中の賠償事故については、受注者(工事施工に従事される方)と発注者の間に発生した賠償責任は、補償の対象に含まれますが、受注者(工事施工に従事される方)同士の間で発生した賠償責任は、補償の対象に含まれません。</p>	

お支払いする保険金の内容

①法律上の損害賠償金	被害者に対して支払う損害賠償金です。賠償金の支払いにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。
②求償権保全費用	他人に損害賠償の請求ができる場合は、その損害賠償請求権の保全または行使の手続きに必要な費用。
③損害防止軽減費用	損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用(工事の目的物の回収費用や汚染物質の回収費用等は除きます。)のうち当社が必要または有益であったと認めた費用。 ※工事の目的物の回収費用については、他人の身体の障害が発生した場合は損害賠償金の一部として対象となります。
④争訟費用	賠償責任の解決のために支出する訴訟・仲裁・調停費用、弁護士報酬などの費用のうち、当社が承認した費用。
⑤協力費用	当社が損害賠償請求の解決にあたる場合、当社の求めに応じて保険の対象となる方が協力するために支出した費用。
⑥緊急措置費用	結果的に賠償責任がないことが判明した場合、③損害防止軽減費用のうち、被害者に対して緊急またはやむを得ず支出した費用。

用語のご説明

他人	保険の対象となる方以外の者のことです。
身体の障害	身体の傷害および疾病のことです。また、それらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
財物の損壊	財物の滅失、損傷または汚損のことです。(盗取、詐取または紛失は含みません。)
人格権の侵害	不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉き損のことのほか、口頭・文書等による名誉の侵害またはプライバシーの侵害のことです。



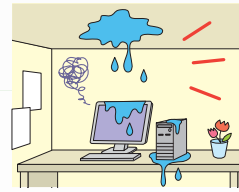
事故例



工事中に足場が崩れ、歩道を歩いていた通行人および道路に停車中の車にぶつかった。通行人は負傷し、車にも損害を与えた。



本社事務所の看板が落下し、通行人がケガをした。



建物引渡し後に施工不良により水漏れが発生し、階下のOA機器に被害が発生した。

● 保険金をお支払いしない主な場合

次のような賠償責任を負担することによって生じる損害については、保険金をお支払いできません。

【財物の損壊・身体の障害、人格権の侵害共通】

<共通>

- 被保険者または契約者の故意により生じた賠償責任
- 戦争、外国の武力行使などその他これらに類似の事変または暴動に起因する賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- 受託・管理財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害により生じた賠償責任
- 排水または排気(煙、蒸気、じんあい、騒音を含みます。)により生じた賠償責任
- 他人と損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- 核燃料物質(使用済核燃料を含みます。)などの原子核反応などによる放射性、爆発性などの有害な特性に起因する賠償責任
- 石綿(代替物質を含みます。)または石綿を含む製品の発ガン性などの有害な特性に起因する賠償責任
- 汚染物質の排出などに起因する賠償責任および汚染物質の除去、回収、拡散防止などのために支出する費用ならびにその他の損害の発生、拡大を防止する費用(急激かつ偶然に発生した場合は除きますが、公共水域への石油物質の排出などについてはいかなる場合でもお支払いできません。)
- 建築士、設計士、土地家屋調査士などが行う専門的職業行為に起因する賠償責任 など

<施設に関わる賠償責任>

- 航空機、昇降機、自動車(原動機付自転車を含みます。)または施設外における船、車両もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任(昇降機については、お支払いできない場合は故意もしくは重大な過失による法令違反または設置、改造、修理、取りはずし等に起因する賠償責任にかぎります。)
- 屋根、窓などから入る雨、雪などによる財物の損壊に起因する賠償責任 など

【財物の損壊・身体の障害】

<工事中の賠償事故>

- 被保険者の下請負人およびその使用人の身体の障害に起因する賠償責任
- 被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次の事由に起因する賠償責任
 - ・ 土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊
 - ・ 土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物、その収容物または土地の損壊
 - ・ 地下水の増減
- 施設の屋根、窓などから入る雨、雪などによる財物の損壊に起因する賠償責任
- 航空機または自動車(原動機付自転車を含み、工事場内および工事遂行のための施設内における建設用工作車は含みません。)の所有、使用もしくは管理に起因する賠償責任
- 作業箇所の誤り、寸法の誤り、材料・材質・機械設備またはその部品の選定誤り、仕上げ不良により作業対象物に生じた損壊に起因する賠償責任
- 被保険者間で発生した次の賠償責任
 - ・ 被保険者である工事発注者間の賠償責任
 - ・ 被保険者である工事受注者間の賠償責任
- 工事の目的物、請負業者特約の被保険者が使用する工事用機器等の損害について負担する賠償責任
- じんあいまたは騒音に起因する賠償責任 など

<工事終了後の賠償事故>

- 被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して引渡した工事の目的物または行った工事の結果に起因する賠償責任
- 被保険者が、機械、装置または資材を、工事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任
- 工事の目的物または工事の欠陥に基づく工事の目的物の損壊(工事の目的物の一部の欠陥によるその工事の目的物の他の部分の損壊を含みます。)自体の賠償責任(その工事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体による賠償責任を含みます。)(他人の身体の障害が発生した場合を除きます。) など

【人格権の侵害】

- 被保険者によって、または被保険者の指図などにより被保険者以外の者によって行われた犯罪行為(過失犯を除きます。)に起因する賠償責任
- 被保険者による採用、解雇などに関して、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- 保険期間開始前に行われた不法行為の継続または反復として、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図などにより被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- 被保険者によって、もしくは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任
- 請負業務が、宣伝された品質または性能等に適合しないことによる賠償責任
- 請負業務の価格表示の誤りによる賠償責任
- 身体の障害または財物の損壊による賠償責任 など

● お支払限度額・加入コースは P.11 へ

労災の補償

政府労災保険等の上乗せ補償として保険金をお支払いします。
業務上・通勤途上における従業員・下請負人の労災事故が対象となります。

● 補償内容

保険の対象となる方(被保険者)	お客さま ※政府労災保険等に加入されていることが必要です。
保険の対象となる被用者の範囲	お客さまの正規従業員など、お客さまの下請負人とその正規従業員など、お客さまの第1種特別加入者
保険の対象となる事故	政府労災保険等の給付対象となる労災事故(業務上災害・通勤災害)について、政府労災保険等の上乗せ補償として保険金をお支払いします。 業務上災害の認定および後遺障害の等級については、政府労災保険等の認定にしがたいます。

● お支払いする保険金の内容

被用者が死亡した場合	死亡補償保険金(P.11「加入コース」よりお選びください。)
被用者が後遺障害を被った場合	後遺障害補償保険金(P.11「加入コース」よりお選びください。)

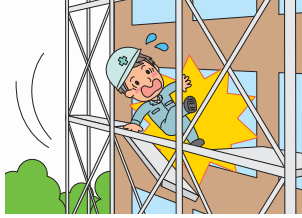
※保険の対象となる被用者またはその遺族の方に給付する補償金を、保険金としてお支払いします。お支払いする保険金は、その全額を被用者またはその遺族の方に補償金として給付していただけます。その際、被用者またはその遺族の方から補償金受領書の取付けが必要となります。
※同一の被用者が被った身体の障害については、死亡補償保険金と後遺障害補償保険金の重複支払いは行わず、いずれか高い金額を限度とします。
※お客さまが法定外補償規定を定めている場合は、その規定に定める補償額の範囲内で加入コースをお選びいただけます。

● 用語のご説明

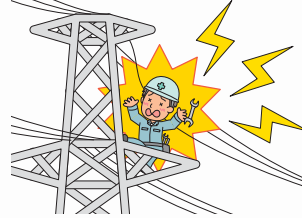
法定外補償規定	法定外補償規定とは、企業が被用者に対し政府労災保険等の給付のほかに一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規程等のことです。
特別加入者	政府労災保険で特別加入している事業主等(第1種特別加入者)、一人親方(第2種特別加入者)のことです。 「工事トリプルガード」では、以下の特別加入者が対象となります。 ◆お客さまの第1種特別加入者 ◆お客さまの下請業者として工事に従事する下請負人(第1種特別加入者)および一人親方(第2種特別加入者) ※お客さまが一人親方(第2種特別加入者)の場合は、工事トリプルガードにご加入いただくことはできません。
政府労災保険等	政府が管掌する労働者災害補償保険等のことです。



事故例



吊り足場を移動する際に落下し、死亡した。



電気工事中に感電し、死亡した。

● 保険金をお支払いしない主な場合

次のような身体の障害については、保険金をお支払いできません。

- 契約者もしくは被保険者またはこれらの事業場の責任者の故意に起因する被用者の身体の障害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波に起因する被用者の身体の障害
- 戦争、外国の武力行使などその他これらに類似の事変または暴動に起因する被用者の身体の障害
- 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)などの有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する被用者の身体の障害
- 風土病による身体の障害
- 職業性疾病による身体の障害
- 被用者の故意、または被用者の重大な過失のみによって、その被用者本人が被った身体の障害
- 被用者が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転している間にその被用者本人が被った身体の障害
- 被用者の故意の犯罪行為によってその被用者本人が被った身体の障害

など

● 経営事項審査との関係

「工事トリプルガード」は、経営事項審査の加点対象となる「法定外労働災害補償制度」の要件を満たしています。

※建設業専業のお客さまのための商品であり、審査項目の「W1(労働福祉の状況)」において加点対象となります。(平成25年12月現在)

加点のための3条件

すべての工事について、

- ① 死亡および後遺障害 1～7 級を対象としていること。
- ② 業務災害と通勤災害のいずれも対象としていること。
- ③ お客さまの従業員および下請負人の従業員のすべてを対象としていること。

● 加入コースは P.12 へ

お支払限度額・控除額・加入コース

工事対象物の補償

工事トリプルガード

工事ダブルガード

工事シングルガード

お支払限度額・控除額

建築工事 設備工事	お支払限度額 ※損害保険金に対して適用します。	1事故あたり	工事ごとの請負金額をもとに決定します。	
	控除額(1事故につき)	火災・落雷・破裂・爆発による損害	なし	
		その他の損害	10万円	
土木工事	お支払限度額 ※損害保険金と残存物取片づけ費用 保険金の合計に対して適用します。	1事故あたり	工事ごとの請負金額をもとに、1,000万円が限度となります。	
		1工事あたり	2,000万円	
	控除額(1事故につき)	火災・破裂・爆発による損害	なし	
		盗難による損害	10万円	
		その他の損害	上下水道・造園工事	50万円
			河川・トンネル・港湾・海岸・ 土地造成・ダム・災害復旧工事	300万円
その他の工事	100万円			

賠償の補償

工事トリプルガード

工事ダブルガード

お支払限度額

①法律上の損害賠償金	身体の障害 財物の損壊	加入コースによりお支払限度額を限度にお支払いします。 ※工事終了後の工事の目的物自体に対する損害賠償金はお支払いできませんが、他人の身体の障害が発生した場合は、工事終了後の賠償事故のお支払限度額の3%を限度にお支払いします。(工事の目的物の回収費用等を含んだ額に対してお支払限度額が適用されます。)
	人格権の侵害	1被害者につき100万円、1事故・保険期間通算して1,000万円を限度にお支払いします。
②求償権保全費用 ③損害防止軽減費用 ④争訟費用 ⑤協力費用 ⑥緊急措置費用	保険の対象となる方が実際に支出した費用の全額をお支払いします。 ※④争訟費用については保険の対象となる方が支払うべき損害賠償金の額が①法律上の損害賠償金のお支払限度額を超過した場合、その損害賠償金の額に対するお支払限度額の割合を乗じた額をお支払いします。 ※賠償事故などにかかわる示談につきましては、必ず当社とご相談のうえ、交渉をおすすめください。あらかじめ当社の承認を得ず示談金や賠償金をお支払いになった場合には、その一部または全部について保険金をお支払いできないことがあります。本保険では保険会社が保険の対象となる方に代わり示談交渉を行うことはできません。	

加入コース

コース	コースA	コースB	コースC	コースD	コースE	コースF	コースG	コースH	コース共通
補償の範囲	お支払限度額(1事故あたりの額。工事終了後の賠償事故については1事故・保険期間通算の額。)								控除額
工事中の賠償事故	3億円	1億円	5,000万円	3億円	1億円	5,000万円	2億円	2億円	なし
施設に関わる賠償事故	3億円	1億円	5,000万円	3億円	1億円	5,000万円	2億円	2億円	なし
工事終了後の賠償事故	3億円	1億円	5,000万円	なし	なし	なし	2億円	なし	なし

労災の補償

工事トリプルガード

加入コース

コース	保険金額(単位:万円)														
	死亡	後遺障害													
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	12級	13級	14級
コース1	1,000	1,000	1,000	1,000	800	700	600	500	400	300	200	100	60	40	20
コース2	1,000	1,000	1,000	1,000	800	700	600	500	/	/	/	/	/	/	/
コース3	2,000	2,000	2,000	2,000	1,600	1,400	1,200	1,000	800	600	400	200	120	80	40
コース4	2,000	2,000	2,000	2,000	1,600	1,400	1,200	1,000	/	/	/	/	/	/	/

※お客さまが法定外補償規定を定めている場合は、その規定に定める補償額の範囲内で加入コースをお選びください。

お客さまの法定外補償規定に上記の加入コースが合致しない場合などは、当社の「労災総合保険」でニーズにあった保険設計ができることがありますので、詳しい内容については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

保険料例

※新規にご契約いただく場合

ご契約内容	工事内容	建物改修工事(建築工事) 電気工事(設備工事) 上下水道工事(土木工事)	年間完成工事高	建築工事 120,261千円 設備工事 185,634千円 土木工事 108,006千円 合計 413,901千円
	払込方法	12回払	契約方式	確定保険料方式



工事シングルガード

加入コース	—
各回保険料	67,220円
年額保険料	806,640円

工事ダブルガード

加入コース	賠償:コースA
各回保険料	258,950円
年額保険料	3,107,400円

工事トリプルガード

加入コース	労災:コース1 賠償:コースA
各回保険料	285,890円
年額保険料	3,430,680円

特にご注意いただきたいこと

I

契約締結時における注意事項

① 対象工事を限定したご契約(工事ダブルガード・工事シングルガードのみ)

お客さまのニーズにより、対象工事を限定してご契約することも可能です。ただし、工事トリプルガードではできません。また、限定の仕方には制限がありますので、詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

② 下請工事の取扱い

お客さまが行う工事が下請工事の場合、工事対象物の補償は、契約上または法律上自己の費用にて復旧する必要があるもののみお支払いします。(例:作業ミス等)

③ 確定保険料方式について

本保険は、保険料を最近の会計年度の年間完成工事高から算出し、通知・精算を不要とする契約方式(確定保険料方式)をとっています。ただし、一部お取扱いができない場合があります。この場合は、暫定保険料方式として、当社所定の通知書による「個々の工事内容の通知」と「確定精算の手続き」が必要です。

確定保険料方式の特徴とご注意点	<ul style="list-style-type: none">◆ 保険契約締結の時点で保険料が確定します。 (注) 最近の会計年度の年間完成工事高に基づいた保険料より、保険期間中の実際の完成工事高に基づいた保険料が小さくなった場合も、保険料は返れいできません。◆ 「個々の工事内容の通知」と「確定精算の手続き」は不要です。◆ 契約上の保険金額は、客観的資料などによりご確認させていただいた最近の会計年度の年間完成工事高とし、これを総保険金額とします。事故の際は、個々の工事の請負金額を保険金額として保険金をお支払いします。 総保険金額が、契約時における最近の会計年度の年間完成工事高に不足していた場合、保険金を全額お支払いできない場合がありますのでご注意ください。工事対象物の補償だけでなく、賠償の補償、労災の補償についても保険金を全額お支払いできない場合があります。◆ 確定保険料方式としてご契約された場合、保険期間の中途や契約を継続いただく際に、原則、暫定保険料方式へ変更することはできません。
確定保険料方式のお取り扱いができない場合	<ul style="list-style-type: none">◆ 新規事業参入等で前年度の工事実績がない場合◆ 建築・設備・土木のすべてまたは2以上の工事種類を行う場合であって、それぞれの工事種類の完成工事高が客観的資料によりご確認できない場合◆ 対象工事を限定したご契約の場合◆ 支給材担保追加特約条項を付帯する契約

④ 告知義務と告知事項

ご契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項(重要事項等説明書をご確認ください。)について、当社に事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。

保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできなかつたりすることがありますのでご注意ください。

⑤ 保険証券について

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申し込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。

⑥ 保険料領収証について

保険料をお支払いの際は、特定の特約条項を付帯した場合を除いて、当社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。

⑦ クーリングオフ

この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回)の対象とはなりません。

⑧ 他人のための契約について

ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

契約締結後における注意事項

① 通知義務等

次のような場合には事前に取扱代理店または当社にご連絡ください。

- 住所を変更される場合
- その他、保険契約申込書の記載事項に変更が発生する場合 など

ご連絡がないまま万一事故にあわれた場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがありますのでご注意ください。

② ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または当社までお申し出ください。解約の条件によっては、当社の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。

万一事故にあわれたら

① 事故が起こった場合のお手続き

この保険のお支払い対象となる事故が発生した場合は、遅滞なく当社または取扱代理店までご連絡ください。事故の発生日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の一部または全部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故などにかかわる示談につきましては、必ず当社とご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に当社にご相談なく示談された場合は、保険金の一部または全部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

(注)この保険には示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、当社とご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。

事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに当社または取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口:事故サポートセンター】

0120-727-110

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平日：午後5時～翌日午前9時

土日祝日：24時間(12月31日～1月3日を含みます。)

※上記受付時間外は、当社または取扱代理店までご連絡ください。

② 保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、「重要事項等説明書」、「普通保険約款および特約条項」をご確認のうえ、当社が求める書類をご提出ください。

(注)事故の内容および損害の額等に応じ、「重要事項等説明書」の記載以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

③ 保険金のお支払いについて

上記②の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、当社は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、当社までお問い合わせください。

賠償責任や労働災害に関する保険金は、原則として被保険者から相手方へ賠償金または補償金を支払った後にお支払いします。

① 取扱代理店の権限

取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

② 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払いその他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故にかかわる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行います。確認内容は、上記項目以外には用いません。ご不明な点は、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

③ 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合など業務もしくは財産の状況が変化したときには、保険金や返れい金などの支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

④ 個人情報の取扱いについて

当社は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うために利用するほか、下記(1)から(4)まで、その他業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

- (1)当社が、上記業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
 - (2)当社が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
 - (3)当社が再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)があること。
 - (4)当社が、グループ企業や提携先企業に提供を行い、その企業が取り扱う商品等の案内または提供を行うことがあること。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。
- 当社の個人情報保護宣言、グループ企業や提携先企業、等については当社公式ウェブサイトをご覧ください。

⑤ 分割払保険料のご注意

第1回目の分割保険料の払込みがなかった場合には、保険金をお支払いいたしません。第2回目以降の分割保険料は、保険契約申込書記載の払込期日(口座振替の場合、金融機関所定の振替日が払込期日となります。)までにお支払いください。払込期日までに分割保険料の払込みがない場合には、その払込期日後に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いできなかつたり、保険契約が解除される場合等があります。

当社への相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

【窓口:カスタマーセンター】

0120-888-089

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平 日：午前9時～午後8時
土日祝日：午前9時～午後5時
(12月31日～1月3日は休業)



保険会社との間で問題を解決できない場合 (指定紛争解決機関)

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口:一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

0570-022808 (通話料有料)

PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平 日：午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

- ★「工事トリプルガード」は建設工事保険に工事の目的物に関する特約・賠償責任担保特約・請負業者特約・生産物特約・施設所有管理者特約・労働災害担保特約・総括契約に関する特約等を付帯した契約のペットネームです。
- ★「工事ダブルガード」は建設工事保険に工事の目的物に関する特約・賠償責任担保特約・請負業者特約・生産物特約・施設所有管理者特約・総括契約に関する特約等を付帯した契約のペットネームです。
- ★「工事シングルガード」は建設工事保険に、工事の目的物に関する特約・総括契約に関する特約等を付帯した契約のペットネームです。
- ★このパンフレットは概要を説明したものです。ご契約手続・支払条件その他、この保険の詳細な内容については、お近くの取扱代理店または当社までお問い合わせください。また、ご契約の際には必ず「普通保険約款・特約条項」をご覧ください。



損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL. 03-3349-3111
URL <http://www.sjnk.co.jp/>



株式会社 損害保険ジャパン

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL. 03-3349-3111
URL <http://www.sompo-japan.co.jp/>

お問い合わせ先